

令和 2 年 6 月 10 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K16983

研究課題名(和文)「近世自然法論」のもう一つの戦線：宗教的磁場の下での主権・自由とヒストリオグラフィ

研究課題名(英文) Another Aspect of the Early Modern Natural Law Theorists

研究代表者

福岡 安都子 (Fukuoka, Atsuko)

東京大学・大学院総合文化研究科・准教授

研究者番号：80323624

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究を通じ、17世紀初頭のレモンストラント論争で展開された国家・教会関係論が、同世紀中葉、英国の内戦の影響で改革派教会との軋轢が再燃する中、国内におけるホッブズ受容と合流しつつ再復活したこと、また、この文脈の中で、スピノザの聖書解釈が、ホッブズとの比較においてのみならず、上記論争の遺産を含めた、複線的な発展の産物として解釈し得ることが示された。同様にフベルスの国家・教会論についても、こうした宗教的・政治的磁場の中での立ち位置がより明確にされた。これらを通じ、国家論の世俗化及び人権の成立というヒストリオグラフィ上の論点について、背景史実考証とテキスト読解を組み合わせるアプローチが提示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、今日の我々にとって極めてレヴェナントな国家と自由の問題を争点とする歴史上の論争について、当時の宗教的語彙の中に包み込まれているその含意を、どのように読み解き、どのように我々の言葉に翻訳してくるか、という課題に取り組むものである。今期は特に、その成果を英語で表現し、国際的に発信することに力を注いだ。

研究成果の概要(英文)：This project investigates biblical argumentations that accompanied the writings of natural law theorists in the early modern period, focusing on their use in the context of Dutch debates on jus circa sacra. Tracing biblical topoi as the medium of dialogue between authors, this study sheds light on a hitherto neglected thread of political exegesis of the Old Testament. It demonstrates how the legacy of the Remonstrant Controversy of the 1610s, which was resurrected in the 1640s to counter the Dutch version of Puritanism (Nadere Reformatie) and merged with domestic reactions to Hobbesian political thought, supplied the basic frame of argument for new generations of interpreters. They include the radical game-changer Spinoza on the one hand, and the convinced Calvinist but skeptic of Nadere Reformatie, Ulrik Huber, on the other. Combining contextualist survey with subtle textual exegesis, this project proposes another approach to the question of secularization and human rights history.

研究分野：公法学史

キーワード：近世自然法論 主権・人権の歴史 ヒストリオグラフィ 西洋立憲主義 グロティウス ホッブズ スピノザ フベルス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

グロティウス、ホッブズ、スピノザ、またフベルスなど、「近世自然法論」の中に整理されてきた理論家たちのテキストを実際に紐解くとき、我々は、彼らの議論において聖書の引用や解釈が多用され、問題設定自体が強力な「宗教的磁場」の中に置かれていることに圧倒される。彼らの文筆活動のこうした側面は、主権や自由といった公法学の主要概念についてのヒストリオグラフィにおいて、どのように捉えられるべきなのか。そこにおいては例えば、いかなる権力者によっても侵し得ない不可譲の権利として人権ないし自由権の観念が成立するには、信仰と良心の問題が本質的重要性を持つとされ、また、そもそも、主権概念を始めとする近代の国家学の基本概念は、「神学上の概念が世俗化されたもの」であるとさえ言われてきたところ、そうした、今日の法理理論にとって基本的な概念の生成過程を史料に即して検証することは、如何に可能なのであろうか。これは、研究代表者が一貫して関心を寄せてきた問いであるが、今回、これまでの研究成果を英語単著の形にまとめると同時に、単著の枠組に収まり切らない個別の論点について、論文ないし学会報告の形に練り直し、同様の関心を持つ研究者層との国際的意見交換の足がかりとすることを旨として、本研究を開始した。

2. 研究の目的

論者たちが聖書解釈を介して行う対話の展開を実証的にトレースしつつ、同時にその宗教的語彙による対話が、主権の主権たる所以や精神的自由の眼目を語る企てになっているという、言わば「聖」・「俗」言語間の表裏関係・対応関係を、極力クリアな英語で、一つのナラティブとして組み立てることを目指した。特に、本研究に先行して行った研究課題「オランダという「精神的自由の実験場」——グロティウスからスピノザへ」(2013~2018年度科学研究費助成事業：若手研究(B))を通じて得られた見通し、即ち、17世紀初めの「レモンストラント論争」の中で発展を見た諸理論が、スピノザ『神学・政治論』の思想にも繋がっているのではないかという見通しを、関連する研究史の中に位置付けつつ、同時に、史実の考証とテキスト解釈を通じて論証していくこと、特に、ピア・レヴュー等の過程も経て、国際出版に求められる水準の“解像度”に考証と解釈の密度を上げていくことが、本研究期間中の重要課題となったと言える。また、既に研究の蓄積の厚いグロティウス等の理論家に比し、公法史・人権史上の重要性にもかかわらず十分な関心が寄せられているとは言えない研究状況に在る法学者、ウルリクス・フベルスについて調査を深め、上記の「対話」の流れの中に位置付けることを目指した。

3. 研究の方法

(1)「レモンストラント論争」時、グロティウスやヨハネス・アウテンボーハールト、アントニウス・ワラエウスらの間の議論を通じて深められていった、聖書解釈に立つ国家・教会関係論議論が、後代の17世紀中葉のオランダ、特にスピノザの周囲においてどのように受容されたのかを調査し、また、ホッブズの思想との内容的関連性を分析した。
(2)上記に対応し、スピノザ『神学・政治論』の聖書解釈を、ホッブズのみとの比較において見るのではなく、レモンストラント論争の遺産や、あるいはヴッティウス派の議論との対抗といった、複線的な発展の産物として捉える可能性を追求した。
(3)同じく、フベルスの国家・教会論について、一方で主著 *De jure civitatis libri tres* に明示的・黙示的に引用される同時代文献の調査範囲を広げ、また他方で、伝記的事項を再度洗い直し、さらに、フベルス執筆の時事的パンフレット等も分析することにより、同時代的な思想対立の中におけるフベルスの立ち位置を、より立体的に解明することに努めた。
(4)これらの作業の中間報告を国際学会の場で積極的に行うことによって、近代国家成立とその宗教的諸問題との交錯を歴史的に如何に捉えるかにつき、近年の研究動向に接することに努めた。

4. 研究成果

本期間の研究活動の成果につき、出版物・学会報告等を通じて既に発表することのできた範囲を中心にまとめれば、以下のようになろう。

(1) 17世紀中葉における「レモンストラント論争の遺産 (Remonstrants' Legacy)」の再評価

レモンストラント論争は、直接的には1618年のオランジェ家総督マウリッツのクーデタ、及び同年~1619年のドルドレヒト宗教会議で終結している。しかし、同論争中に執筆された論考等が1640年台以降に続々と再版された経緯・背景等を調査することにより、イングランド・スコットランドの宗教的騒乱ないし the Civil War が、対岸オランダの国内状況に与えた諸々の影響関係が浮かび上がった。「更なる宗教改革 (Nadere Reformatie)」運動の興隆はその一つであり、各都市における国家・教会間の軋轢の増加をもたらした。これが、グロティウスやアウテンボーハールトの国家・教会関係論のリバイバルの背景を構成したのであり、またこの動きが同時に、

(それ自身 the Civil War の産物である) ホッブズの政治論がオランダで関心を集める導因となったことが明らかにされた。この、レモンストラント派政治思想とホッブズ政治思想のシンクロニゼーションと言うべき状況につき鍵を握る存在として、レモンストラント派の支援者であり、ラテン語版ホッブズ著作集のプロデューサーとなった出版業者、ブラウ一家の重要性が浮かび上がった (*The Sovereign and the Prophets*, Chapter 2 ; 2018 年学会報告 “The Tractatus theologico-politicus and Dutch Debates on the Church-State Relationship” ; 「グロティウスの主権論と「対抗」の問題」『国家・教会・自由《新装増補版》』469-514 頁)。

(2) *De souveraineyt* (1664) 聖書解釈剽窃の発見とその史的意味

(1) で述べた背景理解の更新が、スピノザ『神学・政治論』における聖書解釈が根ざしている対抗関係をどう理解するかについて再考を促すことに繋がった。この点、従来の『神学・政治論』研究においては、ホッブズ『リヴァイアサン』第三部を中心にそれを理解する見解が有力であった。その中心的根拠の一つが、スピノザの友人アドリアーン・クールバハに帰せられてきた国家・教会論パンフレット(時事的・論争的出版物) *De souveraineyt van Holland en West-Vriesland* (1664) が『リヴァイアサン』第3部の旧約聖書解釈に酷似している(従って、スピノザの周囲における『リヴァイアサン』聖書解釈への強い関心を示している) という解釈である。研究代表者は、この *De souveraineyt* における旧約聖書解釈がホッブズではなく、レモンストラント紛争中の 1610 年に出版されたアウテンボーハールの著作からの剽窃であることを突き止め、2013 年以降、論文等で指摘してきたが、今回、このアウテンボーハールの著作の再版(1647年)が属する流れが上記(1)のように具体化されたことにより、スピノザが『神学・政治論』17章等で展開する旧約聖書解釈や、16章の社会契約論の意味などを、ホッブズだけでなく、レモンストラント派政治思想も含めた広い文脈の中から、更に立体的に再構成することができた (*The Sovereign and the Prophets*, Chapters 3-4 ; 2018 年学会報告 “The Tractatus theologico-politicus and Dutch Debates on the Church-State Relationship”)。

(3) スピノザのミリウと自由主義的都市貴族層との間の微妙な齟齬

(2) のように、ホッブズとの対抗のみならず、レモンストラント派の遺産や、また、17世紀中葉に特徴的なデカルト派とヴッティウス派の軋轢など、より広い文脈の中でスピノザの聖書解釈を捉え直す時、この文脈の中で発展してきた聖書トポスにスピノザが施す解釈、むしろ“再”解釈と言うべきものが、Staatsgezinden(議会派、共和派)と呼ばれてきた自由主義的な立場に大局的には組みつつも、レモンストラント派やそのホッブズ的ヴァリエーションともまた異なる、独自のオルタナティブを構える内容であることが浮き彫りにされた。逆に言えば、Blauu とした上級都市貴族にとっての自由の構想と、スピノザのミリウにとっての自由の構想との間に、微妙な齟齬・微妙な亀裂が存在することが、史実の考証とテキストの解釈を通じて明らかになったと言える。スピノザによる異化の過程は同時に、レモンストラント論争当事者らにおいて前提とされていた exemplum としての聖書解釈を換骨奪胎する、方法論的異化の過程でもあった (*The Sovereign and the Prophets*, Chapters 5-8)。

(4) スピノザ社会契約論の新しい理解へ

以上(1)~(3)に述べたように『神学・政治論』を巡る対抗関係を再考してみると、従来フランスのスピノザ研究を中心に言われてきた『神学・政治論』と『国家論』の差異、また、社会契約論理解におけるホッブズ・スピノザの間の差異について、A. マトゥロンらとは異なる解釈が可能なのではないかと思われてくる。この点について、「法学的方法」をキーワードとした、ホッブズやグロティウスとの比較分析を通じ、『神学・政治論』の新しい解釈可能性を試みに提示したのが、2019年の第2の学会報告、“Quest of Laws of Human Psychology: Spinoza’s Method and Jurisprudence”である。

(5) フベルス研究の深化

また、フベルスの国家・教会論について、上記(1)~(3)で触れた *The Sovereign and the Prophets* に加え(Chapter 9)、二つの英語論文を執筆し、より多面的な理解を試みた。

即ち、“A Path between Scylla and Charybdis: Ulrik Huber (1636-1694) and the theologico-political paradigm of Constantine the Great” (2019) は、フベルスとその *jus circa sacra* 論に挿入している、ギリシャ教父エウセビオスのテキストについての解釈論議を取り上げ、このトポスの背後にある、改革派教会内部の路線対立を分析したものである。即ち、エウセビオスのテキストは、為政者の宗教的権限に係るコンスタンティヌス大帝の自己理解を伝えるものであるが、術学的な翻訳釈義にも一見映るフベルスの註釈が、同時に、Nadere reformatie(更なる宗教改革)の文脈における *jus circa sacra* 理解と一線を画す内容であることが、*De jure civitatis* に引用される関連文献の調査により、明らかにされた。

次に、近く Cambridge University Press の Law and Christianity シリーズより近刊予定の *Great*

Christian Jurists in the Low Countries のため、フベルスに係る章を担当執筆した。伝記的事項を洗い直す作業の結果、フベルスの知的形成過程が、いわゆるオランダ改革派敬虔主義 (Nederlands gereformeerde Piëtisme) の流れとかなり深い接点を持つらしいことが明らかにされた。また、フベルスが教鞭を執ったフラネカー大に舞踏教師を配属することについて、フベルスが現地の改革派教会からの批判を退けたことに係る論争を分析することを通じ、フベルスが、敬虔主義の伝統に組みしつつ、同時に、同じく敬虔主義の派生思潮である Nadere reformatie とは距離を置いていたこと、またその根拠が、個人の自由に係る彼の理論の核をなす良心の問題 (jus internum conscientiae) に関わることが、また別の角度より明らかにされたと言える。これらの成果は、(1) ~ (4) に記した諸点と相俟り、公法学における人権概念の成立史をどのように考えるかについて、重要な示唆を与えるように思う。

(6) 国家論ヒストリオグラフィの再考に向けて

以上の作業を通じ、「国家論の世俗化」、また、その中における人権概念の発展を如何に捉えるかというヒストリオグラフィ上の問題につき、contextualist な史実考証と、聖書トポスの比較分析を含むテキスト解釈を組み合わせたアプローチが持つ可能性を、相当程度、提示できたのではないかと考える (2019 年学会報告 “The Battle of Political Exegesis of the Bible and the Remonstrants’ Legacy: A Comparative Method for Analysis”)。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 4件）

1 . 発表者名 Atsuko Fukuoka
2 . 発表標題 The Tractatus theologico-politicus and Dutch Debates on the Church-State Relationship
3 . 学会等名 Netherlands Israel Spinoza Seminar (招待講演) (国際学会)
4 . 発表年 2018年

1 . 発表者名 福岡安都子
2 . 発表標題 Biblical Defenses for Sovereignty and Spinoza's Theologio-Political Treatise
3 . 学会等名 Renaissance Society of America, Annual Conference 2016 at Boston (国際学会)
4 . 発表年 2016年

1 . 発表者名 Atsuko Fukuoka
2 . 発表標題 The Battle of Political Exegesis of the Bible and the Remonstrants' Legacy: A Comparative Method for Analysis
3 . 学会等名 Revolutions & Evolutions in Intellectual History: International Society for Intellectual History (国際学会)
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 Atsuko Fukuoka
2 . 発表標題 Quest of Laws of Human Psychology: Spinoza's Method and Jurisprudence
3 . 学会等名 Spinoza and Identity. Netherlanders and Israelis Spinoza Seminar II (招待講演) (国際学会)
4 . 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 Atsuko Fukuoka	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Koninklijke Brill	5. 総ページ数 xv, 423
3. 書名 The Sovereign and the Prophets: Spinoza on Grotian and Hobbesian Biblical Argumentation	

1. 著者名 Atsuko Fukuoka	4. 発行年 2019年
2. 出版社 V&R unipress	5. 総ページ数 548 (pp. 151-166)
3. 書名 "A Path between Scylla and Charybdis: Ulrik Huber (1636-1694) and the theologico-political paradigm of Constantine the Great," in: Harry Dondorp, Martin Schermaier, Bodewijn Sirks (eds.), <i>De rebus divinis et humanis: Essays in Honour of Jan Hallebeek</i>	

1. 著者名 Atsuko Fukuoka	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Cambridge University Press (forthcoming)	5. 総ページ数 N/A
3. 書名 "Ulrik Huber", in: Wim Decock and Pim Oosterhuis (eds.), <i>Great Christian Jurists in the Low Countries</i> , Chapter 8.	

1. 著者名 福岡安都子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 556
3. 書名 国家・教会・自由：スピノザとホッブズの旧約テキスト解釈を巡る対抗《増補新装版》	

〔産業財産権〕

〔その他〕

- ・Researchmap上の個人ページ
<https://researchmap.jp/atsuko.fukuoka/?lang=english>
- ・報告を行ったNetherlands Israel Spinoza SeminarのHP
<https://nispinozaseminar.wordpress.com/2019-seminar/>
- ・本プロジェクトの成果物の一つを紹介するサイト
<https://brill.com/view/title/33466?lang=en>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----